

第8編

南海トラフ地震防災対策推進計画

目次

第1章	総則	369
第1節	推進計画の目的	369
第2節	防災関係機関が地震発生時の災害応急 対策として行う事務又は業務の大綱	369
第2章	関係者との連携協力の確保	371
第1節	人員、資機材及び物資等の配備手配	371
第2節	他機関に対する応援要請	372
第3節	帰宅困難者への対応	373
第3章	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	375
第1節	津波からの防護	375
第2節	津波に関する情報の伝達等	375
第3節	避難指示の発令基準	375
第4節	避難対策等	375
第5節	消防機関等の活動	375
第6節	水道、電気、ガス、通信、放送関係	376
第7節	交通	377
第8節	町が自ら管理等を行う施設等に関する 対策	378
第9節	迅速な救助	379
第4章	時間差発生等における円滑な避難の確保等	381
第1節	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が 発表された場合における災害応急対策 に係る措置	381
第2節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害 応急対策に係る措置	381
第3節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応 急対策に係る措置	384
第5章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 計画	387
第6章	防災訓練計画	389
第7章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	391
第1節	職員に対する教育	391
第2節	住民への普及方法	391
第3節	児童生徒等に対する教育（予防対策）	392
第4節	相談窓口の設置	392

第8章 津波避難対策緊急事業計画の基本と
なるべき事項

393

節	款	項目	担当	頁	
第1章 総則					
1	推進計画の目的		危機管理課	369	
2	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	1 町 2 県 3 指定地方行政機関 4 指定公共機関及び指定地方公共機関 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者			370
第2章 関係者との連携協力の確保					
1	人員、資機材及び物資等の配備手配	1 人員の配置 2 必要な資機材の配置 3 物資等の調達手配	危機管理課	371	
2	他機関に対する応援要請			372	
3	帰宅困難者への対応		危機管理課、地域政策課	373	
第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項					
1	津波からの防護		危機管理課	375	
2	津波に関する情報の伝達等				
3	避難指示の発令基準				
4	避難対策等				
5	消防機関等の活動	1 消防機関が講ずる措置 2 水防団等が講ずる措置	危機管理課、消防団	376	
6	水道、電気、ガス、通信、放送関係	1 水道 2 電気 3 ガス 4 通信	上下水道課、九州電力㈱、児湯地区LPガス事業協同組合、西日本電信電話㈱		
7	交通	1 道路 2 海上 3 鉄道	1 規制の種別 2 危険個所における規制 3 緊急通行のための規制		危機管理課
8	町が自ら管理等を行う施設等に関する対策	1 不特定かつ多数の者が出入りする施設 2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置 3 工事中の建築等に対する措置	危機管理課、地域政策課、社会教育課 危機管理課 危機管理課、建設管理課		378
9	迅速な救助	1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制 2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備 3 実動部隊の救助活動における連携の推進 4 消防団の充実	危機管理課、消防団	379	
第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等					
1	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置		危機管理課	381	
2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、町災対本部等の設置等 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知			

	3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等			
	4 災害応急対策をとるべき期間等			
	5 避難対策等	1 住民等の避難行動等		382
		2 避難計画		
		3 指定避難所の開設及び運営		
	6 消防機関等の活動		危機管理課、消防団	
	7 警備対策			
	8 水道、通信関係	1 水道	上下水道課	383
		2 通信	危機管理課	
	9 交通			
	10 町が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策	1 不特定かつ多数の者が出入りする施設	危機管理課、社会教育課	
		2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置	危機管理課	
		3 工事中の建築物等に対する措置	建設管理課	
	11 滞留旅客等に対する措置		地域政策課	
3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達及び本部会議等の設置		危機管理課	384
	2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知			
	3 災害応急対策をとるべき期間等			
	4 町のとるべき措置			385
第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画				
			危機管理課、建設管理課	387
第6章 防災訓練計画				
			危機管理課	389
第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画				
1 職員に対する教育			危機管理課、教育総務課、社会教育課、税務課、地域政策課	391
2 住民への普及方法		1 社会教育を通じての普及		
		2 広報媒体による住民への普及		
3 児童生徒等に対する教育（予防対策）				392
4 住民等からの問い合わせに対する対応				
第8章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項				
			危機管理課、建設管理課	393

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務 又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）は、その施策が直接的なものであるか間接的なものであるかは問わず、一体となって災害の防止に寄与するよう配慮しなければならない。

各防災関係機関の防災活動の実施責任の所在は次のとおりである。

なお、災害発生時における処理すべき事務又は業務の大綱については、「第1編 総則 第7章 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱」による。

第1款 町

町は、町の地域及び地域住民の生命・身体・財産を地震災害から保護するため、防災対策活動の第一次責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災対策活動を実施する。

第2款 県

県は、県の地域及び地域住民の生命・身体・財産を地震災害から保護するため、地震災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、地震災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理や市町村間の連絡調整を必要とするとき等の場合において、国との連絡調整を図るとともに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助するとともに、その調整を行う。

第3款 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域及び地域住民の生命・身体・財産を地震災害から保護するため、指定公共機関及び指定地方公共機関等と相互に協力連携して防災対策活動を実施するとともに、県及び町の防災活動が円滑かつ的確に行われるように積極的に勧告、指導、助言等の措置をとる。

第1章 総則

第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

第4款 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、又は公益性に鑑み、自ら防災対策活動を推進するとともに、県及び町の活動が円滑かつ的確に行われるように協力援助する。

第5款 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から地震災害予防体制の整備を図るとともに、地震災害時には的確な災害対策活動を実施する。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 人員、資機材及び物資等の配備手配

地震発生後に行う災害応急対策に必要な人員、資機材及び物資等が確保できるよう、物資等の備蓄・調達計画を予め策定しておく。

第1款 人員の配置

災害の発生が予想される場合、あるいは災害が発生した場合に災害応急措置を迅速かつ的確に実施するため、町災対本部の組織体制が確立できるように職員・消防団員の動員体制、伝達系統及び方法並びに連絡責任者を具体的に定めておく。全職員は、気象予報等により注意・警戒が予測されるときは、勤務時間外においても常に連絡がとれ、いつでも参集ができるように努め、各課等の所管する応急対策の早期実施及び他課所管事務の応援要請に備える。

また、町は、災害応急対策を実施するにあたって、町災対本部だけでは労力的に不足するとき、又は特殊な作業のため技術的な労力が必要な場合、速やかに対応できる体制づくりに努める。また町は人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県に応援を要請するものとする。

その他地震発生時における必要な人員の配置対策は、「第2編 共通災害対策編 第2章 第21節 要員確保計画」による。

第2款 必要な資機材の配置

町及び防災関係機関は、災害に速やかに対処するため、平常時から応急対策等に必要な防災施設や設備を有効適切に使用できるよう、次の事項により、施設及び資機材等の点検・整備、充実に努める。

- 1 現在整備されている防災施設・設備や資機材の現況を把握しておく。
- 2 防災施設・設備の機能がいつでも有効に発揮できるよう、定期的に資機材の点検・整備を行う。
- 3 未整備あるいは不足している防災施設・設備や資機材の計画的な整備を図る。
- 4 災害発生により、その機能が損なわれるおそれのある施設・設備や資機材については、代替手段を検討し、その整備を図る。
- 5 災害発生時の資機材が不足する事態を考慮して、その緊急調達方法や調達先を次のとおり定める。

なお、装備資機材等の要請機関は、次表のとおり。

《装備資機材等の要請機関》

装備資機材等	町担当課等	応援要請機関
組織体制（初動体制）の確立	・危機管理課	・県危機管理局 ・周辺市町村
災害時用ヘリポートの確保	・危機管理課 ・社会教育課	・県危機管理局 ・消防本部
災害用装備資機材	・危機管理課・福祉課 ・健康保険課・消防団	・県危機管理局
水防資機材の備蓄	・危機管理課・建設管理課 ・消防団	・高鍋土木事務所 ・宮崎河川国道事務所 ・国土交通省
救命・救助装備	・危機管理課・福祉課 ・健康保険課・消防団	・県危機管理局 ・郡医師会・県医師会
ライフライン復旧資機材	・上下水道課	・高鍋町管工事業組合

その他地震発生時における必要な装備資機材の配置対策は、「第2編 共通災害対策編 第1章 第5節 防災施設、資機材等整備計画」による。

第3款 物資等の調達手配

1 大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、飲料水、生活必需品等の物資及び資機材（以下「物資等」という。）について、予め備蓄体制（関係事業者との供給協力協定の締結を含む。）の整備について検討する。

その際、検討する備蓄計画については、次のとおり。

備蓄物資等の種別	備蓄の方法
<ul style="list-style-type: none"> ・食料等 ・飲料水 ・生活必需品等 ・医療資機材 ・医薬品等 ・水防資機材等 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的備蓄 ・事業所、住民等の備蓄 ・協定の締結による備蓄(流通在庫備蓄) ・応急対策従事者のための備蓄

2 町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請を行う。

その他地震発生時における物資等の調達手配対策は、「第2編 共通災害対策編 第1章 第7節 災害備蓄物資等整備計画」による。

第2節 他機関に対する応援要請

「第2編 共通災害対策編 第2章 第4節 広域応援活動計画」による。

第3節 帰宅困難者への対応

「第2編 共通災害対策編 第2章 第14節 交通対策計画」による。

調整用空白ページ

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護

津波からの防護における、堤防、水門等の管理等については、「第4編 津波災害対策編 第1章 第2節 防災施設、設備等の整備計画」による。

第2節 津波に関する情報の伝達等

「第4編 津波災害対策編 第1章 第1節 津波防災活動体制の整備計画」による。

第3節 避難指示の発令基準等

地域住民に対する避難指示の発令基準等は、「第2編 共通災害対策編 第2章 第9節 避難計画」及び「第4編 津波災害対策編 第2章 第4節 避難計画」による。

第4節 避難対策等

「第4編 津波災害対策編 第2章 第4節 避難計画」による。

第5節 消防機関等の活動

地震発生時における消防機関等の活動は、次によるほか、「第2編 共通災害対策編 第2章 第6節 消防計画」による。

第1款 消防機関が講ずる措置

消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。ただし、自らの生命を危険にさらしてはならない。

- 1 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- 2 津波からの避難誘導
- 3 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- 4 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

第2款 水防団体等が講ずる措置

地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次の措置を講ずるものとする。

- 1 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- 2 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

3 水防資機材の点検、整備及び配備

第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

第1款 水道

水道事業管理者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、地震での水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を講じるものとする。

その他地震発生時における水道対策は、町地域防災計画「第2編 共通災害対策編 第2章 第10節食料・飲料水及び生活必需品等の調達供給計画」及び「同第11節 防疫、清掃、衛生対策計画」による。

第2款 電気

九州電力（株）は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して、電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するものとする。

その他地震発生時における電気対策は、「第6編 大規模事故等災害対策編 第5章 第2節電気施設災害予防対策」による。

第3款 ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

その他地震発生時におけるガス対策は、「第6編 大規模事故等災害対策編 第5章 第3節ガス施設災害予防対策」による。

第4款 通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信設備への電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施するものとする。

その他地震発生時における通信対策は、「第6編 大規模事故等災害対策編 第5章 第4節通信施設災害予防対策」による。

第7節 交通

第1款 道路

町、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し、周知するものとする。

1 規制の種別

災害時における交通規制の種別は、次のとおりである。

(1) 危険箇所における規制

ア 道路法に基づく規制（同法第46条）

イ 道路交通法に基づく規制（同法第4条及び第6条）

(2) 緊急通行のための規制（県公安委員会）

災害対策基本法に基づく規制（同法第76条第1項）

2 危険箇所における規制

各道路管理者、県公安委員会及び警察官は、道路の破損、決壊その他の状況により通行禁止又は制限をする必要があると認めるときは、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないように措置するものとする。

3 緊急通行のための規制

県公安委員会は、本県又は本県に隣接し、若しくは近接する地域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、次により適切な措置をとるものとする。

(1) 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等が行われたときは、災害対策基本法に基づく通行禁止の対象区域又は区間及び期間を記載した様式等による標示を設置して行う。緊急を要するために標示を設置することができないときは、警察官の現場における指示により行う。

(2) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は、制限しようとするときは、予め当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区域又は区間及び理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合で、予め当該道路の管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知するものとする。

(3) 本県、又は本県に隣接し、若しくは近接する県で緊急通行車両以外の車両の通行禁止等の措置をとったときは、直ちにその区域内にある者に対し、通行禁止区域又は道路の区間、その他必要な事項について周知させなければならない。

その他地震発生時における道路対策は、「第6編 大規模事故等災害対策編 第6章 交通施設等災害」による。

第2款 海上

宮崎海上保安部は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

第3款 鉄道

九州旅客鉄道株式会社（宮崎総合鉄道事業部）は、津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置について、被害の実態を迅速に把握し、適切な初動体制のもとに、被災列車の救援救護及び乗客の安全確保を最優先に行うとともに、被災施設の早急な復旧に務め、輸送を確保するものとする。

第8節 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

第1款 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、美術館、図書館、学校等の管理上の措置は、概ね次のとおりである。

1 各施設に共通する事項

- (1) 津波警報等の入場者等への伝達
- (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 水、食料等の備蓄
- (6) 消防用設備の点検、整備
- (7) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・パソコンなど情報を入手するための機器の整備

2 個別事項

- (1) 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難なものの安全確保のための必要な措置を定める。
- (2) 学校施設にあつては、当該施設が、本町の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置を定める。また、当該施設に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置も定める。
- (3) 社会福祉施設にあつては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置を定める。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

第2款 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

町災対本部が置かれる庁舎等の管理者は、前項1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、町災対本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- 1 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- 2 無線通信機等通信手段の確保
- 3 町災対本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は第1款に掲げる措置をとるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

第3款 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第9節 迅速な救助

第1款 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

消防機関等は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

第2款 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

町は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

第3款 実働部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

第4款 消防団の充実

町は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。消防団の充実に関する計画は、「第2編 共通災害対策編 第2章 第6節消防計画」による。

調整用空白ページ

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における 災害応急対策に係る措置

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制等は、「第2編 共通災害対策編 第2章 第1節 活動体制の確立」及び「同 第3節 被害等情報収集伝達計画」による。

なお、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された後も、気象庁から発表される「南海トラフ地震関連解説情報」に注意するものとする。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された 場合における災害応急対策に係る措置

第1款 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、町災対本部等の設置等

- 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、「第2編 共通災害対策編 第2章 第3節 被害等情報収集伝達計画」による。
- 2 町災対本部等の設置基準等については、「第2編 共通災害対策編 第2章 第1節 活動体制の確立」による。

第2款 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、「第2編 共通災害対策編 第2章 第16節 災害広報計画」による。

第3款 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の 実施状況等に関する情報の収集・伝達等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制、町災対本部等からの指示事項等の伝達及び応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、「第2編 共通災害対策編 第2章 第3節 被害等情報収集伝達計画」による。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後も、気象庁から発表される「南

海トラフ地震関連解説情報」に注意するものとする。

第4款 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（※1）、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、後発地震が発生しないまま1週間が経過した場合はさらに1週間（※2）、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。それぞれの警戒又は注意する措置の細部は、次のとおり。

- 1 災害対策本部（※1）及び災害警戒本部（※2）の設置
- 2 指定避難所の開設
- 3 町民に対する広報活動
- 4 備蓄物資等の確認及び集積並びに必要な資機材の確保
- 5 その他必要な事項

第5款 避難対策等

1 住民等の避難行動等

(1) 高齢者等避難（南海トラフ地震事前避難）の発令基準

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、町長は、後発地震に備えるため、高齢者等避難（南海トラフ地震事前避難）を発令するものとし、併せて、指定避難所を開設するものとする。

なお、開設する避難所及び開設する期間等については、別に示す。

(2) 住民等の避難

高齢者等避難（南海トラフ地震事前避難）が発令された場合、住民等は後発地震に備えて、1週間、後発地震が発生しないまま1週間が経過した場合はさらに1週間を基準として、知人宅や開設された指定避難所に避難ができるものとする。

(3) 町民は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、高齢者等避難（南海トラフ地震事前避難）が発令された場合の備えに万全を期す。

2 避難計画

「第2編 共通災害対策編 第2章 第9節 避難計画」による。

3 指定避難所の開設及び運営

「第2編 共通災害対策編 第2章 第9節 第4款 指定避難所等の開設及び運営」による。

第6款 消防機関等の活動

「第4編 津波災害対策編 第2章 第1節 活動体制の確立 第3款」による。

第7款 警備対策

「第2編 共通災害対策編 第2章 第13節 警備計画」による。

第8款 水道、通信関係

次の各項目において、それぞれの計画に基づいて整備をするものとする。

1 水道

「第2編 共通災害対策編 第1章 第7節 災害備蓄物資等整備計画」による。

2 通信

「第2編 共通災害対策編 第1章 第5節 情報通信施設等整備計画」による。

第9款 交通

「第2編 共通災害対策編 第2章 第14節 交通対策計画」による。

第10款 町が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する道路、河川、海岸、庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、美術館、図書館、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。

(1) 各施設に共通する事項

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の入場者等への伝達

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

ク 各施設における緊急点検、巡視

(2) 個別事項

ア 橋梁及び法面等に関する道路管理上の措置

イ 河川及び海岸について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認及び津波の発生に備えて講じるべき措置

ウ 幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法

エ 社会福祉施設にあつては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

3 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事等の中断を要請するものとする。

第11款 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における旅行者及び旅館等の宿泊者等の保護等のため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の周知、避難所等の開設の広報及び帰宅支援等必要な対策を行うものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1款 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達及び本部会議等の設置

- 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、「第2編 共通災害対策編 第2章 第3節 被害等情報収集伝達計画」による。
- 2 本部会議等の設置については、「第2編 共通災害対策編 第2章 第1節 活動体制の確立」による。

第2款 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、「第2編 共通災害対策編 第2章 第16節 災害広報計画」による。

第3款 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、

太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間（※3）、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間（※4）、後発地震に対して次の措置をとるものとする。

- 1 災害警戒本部（※3）又は情報連絡本部（※4）の設置
- 2 指定避難所の開設（※3）又は開設準備（※4）
- 3 町民に対する広報活動
- 4 備蓄物資等の確認及び集積並びに必要な資機材の確保
- 5 その他必要な事項

第4款 町のとるべき措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、住民等に対し、地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。また、町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後も、気象庁から発表される「南海トラフ地震関連解説情報」に注意するものとする。

調整用空白ページ

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震に強いまちづくりを行うにあたっては、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等構造物、施設等の耐震性を確保するとともに、避難場所、避難経路、避難誘導及び避難救助のための拠点施設その他の消防用施設、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備推進が必要である。

施設の整備等は、概ね5箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施工等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮できるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

なお、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業5箇年計画に基づく事業についても推進する。

指定緊急避難場所及び避難経路の整備については、「第4編 津波災害対策編 第1章 第2節 防災施設、設備等の整備計画」による。

調整用空白ページ

第6章 防災訓練計画

町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。

- 1 防災訓練は、5月第4日曜日の「宮崎県防災の日」に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 2 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- 3 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 4 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - (1) 要員参集訓練及び町災対本部運営訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 津波警報、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

調整用空白ページ

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

地震災害の防止、あるいは被害を最小限に抑えるためには、防災工事や防災関係施設・設備の整備等のハード的な施策と同時に、防災に関する教育啓発活動や訓練等により防災意識の高揚を図り、ソフト的な意味での防災力を向上させることが重要である。したがって本町では、次のとおり防災教育等を行う。

第1節 職員に対する教育

町は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、その果たすべき役割に応じて、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育の内容は、次のとおりとする。

- 1 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震及び津波に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合並びに南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合並びに南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 5 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 6 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

第2節 住民への普及方法

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、一般住民の防災思想の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図る。

1 社会教育を通じての普及

出前講座や自治公民館活動を通じて、次のような防災上必要な知識の普及に努める。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容並びにこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合に、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (6) 正確な情報入手の方法
- (7) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (8) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- (9) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

(10) 避難生活に関する知識

(11) 地域住民等自らが実施しうる、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

(12) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

2 広報媒体による住民への普及

(1) ラジオ、テレビによる普及

(2) 新聞、雑誌による普及

(3) 広報紙、津波ハザードマップ及びパンフレット等印刷物による普及

(4) 町ホームページによる普及

第3節 児童生徒等に対する教育（予防対策）

南海トラフ地震は、日本で発生する最大級の地震であり、広範囲で強い揺れと巨大な津波が発生し、広域かつ甚大な被害となるおそれがあるものである。その発生に備えて、今後、災害対応の中心となる世代である現在の児童生徒に対して防災教育を行う等、長期的な視野に立った対策が必要である。

児童生徒等に対し、次のことに配慮した防災教育を行うものとする。

1 過去の地震被害の実態

2 津波の発生条件、高潮、高波との違い

3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合の対処の仕方

4 地震が発生した場合の対処の仕方

5 地震対策に対して必要な地域での活動等について、保護者、地域住民とともに考え、自分の家や学校、地域の様子を知ること

その他地震防災上必要な教育及び広報に関する計画は、「第2編 共通災害対策編 第1章 第12節 防災知識普及計画」による。

第4節 住民等からの問い合わせに対する対応

住民等からの問い合わせに対する相談窓口の設置は、「第2編 共通災害対策編 第2章 第16節 災害広報計画」による。

第8章 津波避難対策緊急事業計画の 基本となるべき事項

第4編2章第4節第2款の表「避難指示の発令基準」で示した対象地域に実施した事業の種類（社会資本整備総合交付金交付対象事業）は、次のとおりである。

津波避難対策緊急事業を行う地区	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	完成年度
蚊口西の二地区	避難施設の整備事業	1箇所	平成29年度
樋渡地区	避難施設の整備事業	1箇所	平成30年度

調整用空白ページ